

2024年12月20日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区新橋一丁目 18番 1 号 日 本 リ ー ト 投 資 法 人 代表者名 執 行 役 員 岩佐 泰志 (コード番号: 3296)

資産運用会社名

SBI リートアドバイザーズ株式会社 代表者名 代表取締役社長 岩佐 泰志 問合せ先 財務企画本部副本部長

> 兼 業務企画部長 石井 崇弘 (TEL: 03-5501-0080)

利害関係者取引規程の一部改正に関するお知らせ

日本リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の資産運用会社である SBI リートアドバイザーズ株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、本日付で下記のとおり、本資産運用会社と一定の利害関係を有する者(以下「利害関係者」といいます。)との取引に関する自主ルールである利害関係者取引規程(以下「利害関係者取引規程」といいます。)を一部改正いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

本資産運用会社では、利害関係者取引規程において、本投資法人が利害関係者との間で一定の 取引を行う場合の意思決定プロセスを定めております(注)。

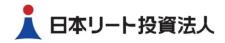
かかる意思決定プロセスにおいて、利害関係者との取引の場合には、投資運用本部投資運用部により案が起案され、コンプライアンス・オフィサーが法令等に照らしてコンプライアンス上の問題の有無について審査し、問題点が発見されなかったときには、コンプライアンス委員会におけるコンプライアンスの観点からの審議・決議、投資委員会における審議・決議、取締役会における審議・決議を経た上で、本投資法人役員会の承認を(ただし、当該議案が投資信託及び投資法人に関する法律第 201 条の 2 第 1 項に定める取引に該当する場合(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 245 条の 2 に定める取引を除きます。)には、本投資法人役員会の承認と、これに基づく本投資法人の同意を)得てから、取締役会により決裁が行われるものとされていました。

今般、別紙のとおり、本投資法人役員会の承認(及びこれに基づく本投資法人の同意)後の取締役会による決裁を行わないことといたしました。なお、それ以外の意思決定プロセスに変更はありません。

(注) 当該意思決定プロセスの詳細については、本投資法人の 2024 年 9 月 26 日提出の有価証券報告書(第 24 期(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日))「第一部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 1 投資法人の概況(4)投資法人の機構 ③ 投資運用の意思決定機構」をご参照下さい。

2. 変更の理由

本資産運用会社は、従来、利害関係者との取引の場合、本投資法人役員会の承認(及びこれに基づく本投資法人の同意)を得た後、利害関係者との取引を行うにあたり必要となる各手続が適切に完了していることを最終的に取締役会において確認させることにより、利害関係者との取引の適法性等を重層的に検証する体制としていました。しかし、現在、資産運用会社の常勤取締役が本投資法人役員会に陪席し、当該承認及び同意の実施を本投資法人役員会において現場で

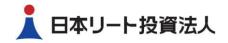


確認していること、さらにその後の取引実行に際しての社内手続きの中でも当該承認及び同意の実施の確認が行われていることに鑑み、手続きの効率化等の観点から、本投資法人役員会の承認(及びこれに基づく本投資法人の同意)後の取締役会による決裁を行わないことといたしました。

なお、今回の変更後も、本投資法人役員会の承認(及びこれに基づく本投資法人の同意)前の 取締役会による審議・決議は行われるため、利害関係者との取引が取締役会における十分な審 議・決議に基づき実施されることに変更はなく、今回の利害関係者取引規程の改正後も、利害関 係者との取引条件の適正性等は従前同様に十分に担保できるものと考えております。

以上

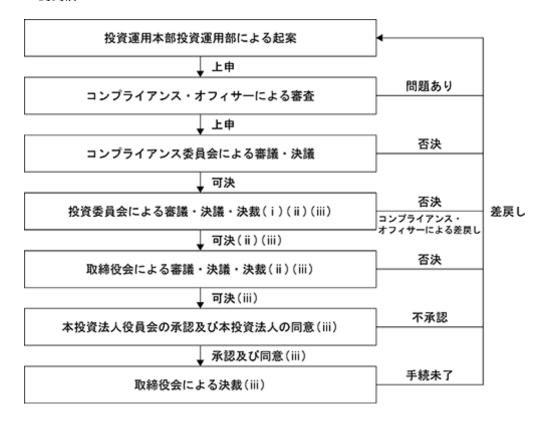
※本投資法人のホームページアドレス: https://www.nippon-reit.com/



【別紙】

本投資法人の資産の取得及び売却に関する意思決定プロセス

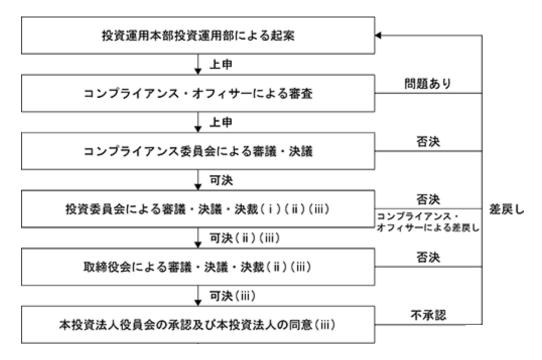
<変更前>



- (i) 利害関係者との取引以外で、かつ、取得価格又は売却価格が10億円未満の取引(不動産対応証券に関する取引を除きます。)
- (ii) 利害関係者との取引以外で、かつ、取得価格又は売却価格が10億円以上の取引及び不動産対応証券に 関する取引
- (iii)利害関係者との取引。なお、以下に記載の取引については、本投資法人役員会の承認は必要ですが、 本投資法人の同意は不要です。
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律第201条の2第1項に定める取引以外の取引
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第245条の2に定める取引



<変更後>



- (i) 利害関係者との取引以外で、かつ、取得価格又は売却価格が10億円未満の取引(不動産対応証券に関する取引を除きます。)
- (ii) 利害関係者との取引以外で、かつ、取得価格又は売却価格が10億円以上の取引及び不動産対応証券に 関する取引
- (iii)利害関係者との取引。なお、以下に記載の取引については、本投資法人役員会の承認は必要ですが、 本投資法人の同意は不要です。
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律第201条の2第1項に定める取引以外の取引
 - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第245条の2に定める取引